

19 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支払命令官分 ①	支払委託官分 ②	合 計 ①+②
平 成 10 年 度	百万円 150,343	百万円 1,871	百万円 152,214
11	148,354	1,980	150,334
12	132,808	2,101	134,909
13	134,936	2,133	137,069
14	143,385	2,559	145,945
15	144,310	—	144,310
源 泉 所 得 税	65,814	—	65,814
申 告 所 得 税	7,733	—	7,733
法 人 税	24,247	—	24,247
消 費 税	9	—	9
消 費 税 及 地 方 消 費 税	45,209	—	45,209
そ の 他	1,298	—	1,298
還 付 金 合 計	144,310	—	144,310

調 査 期 間：平成15年4月1日から平成16年3月31日

用語の説明：1 支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

平成15年度から、郵便局窓口送金払を含む。

2 支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。

平成15年度から、支払委託官制度が廃止され、郵便局扱い分は支払命令官分に含まれる。

(注) 還付加算金を含む。